# 三重県臨床検査精度管理協議会 標準化委員会設置要綱

#### (目的及び設置)

第1条 三重県下における臨床検査の検査データの標準化・統一化の実施およびあり方について、専門的な見地から適切な指導を行うため、三重県臨床検査精度管理協議会(以下「協議会」という)の中に、標準化委員会を設置する。

(協議会の組織及び運営)

第2条 標準化委員会には標準化指導委員会と標準化実務委員会および標準化部会を置き構成は 協議会に準ずる。

## (委員)

- 第3条 1.標準化指導委員会は協議会指導委員会がこれに当たる。
  - 2 . 標準化実務委員会および標準化部会の委員は三重県臨床検査技師会がこれにあたる。
  - 3.委員の任期は協議会に準ずる。

#### (所掌事項)

- 第4条 標準化委員会は次に掲げる事項について審議し、必要に応じて実施機関に指導助言を行う ものとする。
  - (1)施設間差縮小に関する各種調査
  - (2)教育、啓蒙
  - (3)マニュアルの作成
  - (4)各施設での精密さのチェック
  - (5)正確さのチェック
  - (6)施設間差縮小の実践
  - (7)基準範囲の設定
  - (8)施設間差縮小後の長期にわたる精度の維持
  - (9) その他上記の目的を達成するために必要な事業を行うこと

## (役員)

- 第5条 標準化委員会(指導委員会、実務委員会、部会)には次の役員を置く。
  - 1)標準化指導委員会

協議会設置要綱第5条を適用する。

- 2)標準化実務委員会
  - (1)委員長 1名
  - (2)副委員長 2名
  - 2.委員長および副委員長は、会長が委嘱する。
- 3)標準化部会
  - (1)部会長 1名(各部)
  - 2. 部会長は、委員長が委嘱する。

(会議)

第6条 標準化指導委員会

協議会設置要綱第6条を適用する。

(標準化実務委員会)

- 第7条 1.標準化実務委員会は第4条に定めることについて調査検討し、その結果を標準化指導 委員会に報告するものとする。
  - 2.標準化実務委員会の会議は当該委員長が招集し主催する。
  - 3.標準化実務委員会は関係者から意見を聴取することができる。

(標準化部会)

- 第8条 1.標準化部会は第4条に定めることについて調査検討し、その結果を標準化実務委員会 に報告するものとする。
  - 2.標準化部会の会議は当該部会長が招集し主催する。
  - 3.標準化部会は関係者から意見を聴取することができる。

(庶 務)

第9条 標準化委員会の庶務は、三重県臨床検査技師会の精度管理部がこれを所掌する。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、標準化委員会の運営に関する必要な事項は必要に応じて 標準化指導委員会で定める。

「付則」

この要綱は平成9年11月27日より施行する。

標準化指導委員会協議会指導委員会がこれにあたる。

標準化実務委員会 委員長 1名

副委員長 2名

委 員 9名

標準化部会 部会長 1名(各部)

部 員 数名(各部)